

# マイナンバー制度に関するお知らせ

当組合とのお取引に当たり、番号法で定められた範囲において  
お客様の個人番号・法人番号を告知して頂く必要がございます。

**平成 28 年 1 月から、マイナンバー制度が始まります。**

平成 28 年 1 月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります。  
マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12 桁）が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13 桁）が与えられます。

**平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知されています。**

これに伴い、個人のお客さまにはお住まいの市区町村から「通知カード」、法人のお客さまには国税庁から「法人番号指定通知書」がそれぞれ送付されています。

**当組合からのお願い！**

今後、当組合では税分野での行政手続き（法定調書や非課税貯蓄申告書などへの記載等）に個人番号や法人番号等（マイナンバー）が必要なことから、一部のお客さまには個人番号や法人番号等（マイナンバー）の提供をして頂くため、「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」の提示と、所定の書類の提出をお願いすることを予定しております。《下記「ご注意」をお読みください。》

なお、具体的な提示の方法につきましては別途ご案内いたしますので、ご協力をお願い致します。（※法令で定められた手続き以外に利用することはありません。）

お客さまに個人番号・法人番号の提示をお願いする主な取引

個人のお客さま

- ・マル優
- ・出資配当金の支払先  
など

法人のお客さま

- ・定期預金、定期積金、通知預金
- ・出資配当金の支払先  
など

※マイナンバー制度を悪用した詐欺行為にご注意ください！  
不審な電話がありましたら、最寄りの警察署などにご連絡ください。

※マイナンバー制度に関するご照会は、内閣府「マイナンバーコールセンター」  
【TEL：0570-20-0178】にお問い合わせください。

「ご注意」

ー自動継続定期預金でマル優をご利用のお客さまへー

マル優（所得税法第 10 条ならびに関係政省令に基づく障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度）の対象となる定期預金をお持ちのお客さまについては、ご継続日までに個人番号をお届けいただけない場合、非課税のまま継続させることができません。このため、既にご案内しております「満期・中間利払いのお知らせとは異なるお取扱いとなる場合がございます。

当組合よりご案内をいたしました際は、直ちにお届けくださいますようお願い申し上げます。

＜お問合せ先＞  
京滋信用組合  
電話番号：0120-999-349  
FAX 番号：075-313-3172

平成 27 年 1 月 17 日

 京滋信用組合